

答 弁 書

【質問項目及び内容】

1 自衛官募集への対応について

- (1) 本市における対象者情報のデータ提供に関する検討状況について

【答 弁】

1

- (1) 千葉県個人情報保護条例では、「国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき」は、当該個人情報を提供できると規定されています。

そのため、本市では、有識者の意見等を踏まえて検討した結果、対象者情報を自衛隊に提供するためには、個人情報の必要性や使用する理由に関して、提供可能と判断するに足る十分な説明が必要であると考えており、自衛隊千葉地方協力本部と協議を行っているところです。

(所管局：市民局)

【質問項目及び内容】

2 千葉県土砂条例について

- (1) 事業者指導に対する考え方について

【答 弁】

2

- (1) 事業区域外から持ち込んだ土砂、いわゆる「残土」については、規制する法律がないため、各自治体が条例により対応しているところであり、本市においても、平成9年に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例を制定し、残土による埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に取り組んでいるところです。

同条例は10年1月に施行し、その後、15年には「土地所有者の同意」を、29年には「周辺住民への説明会の実施等」を許可の要件に加えるなど、規制の強化を行ってきたところであり、29年の改正以降は、未終了の事案は発生していない状況です。

しかしながら、意図的に事業を完了させないまま放置する悪質な事案が発生することも考えられることから、環境局と造成に係る他法令を所管する部局間での情報共有及び密な連携を図りながら、事業者に対して、事業を適正に完了するよう厳正に対処し、残土の規制に係る国の動向についても注視する等、取組を進めて参ります。

(所管局：環境局)

【質問項目及び内容】

3 緑区の諸問題について

(1) 大網街道の交差点改良について

ア 事業の進展について

(2) 土気停車場千葉中線の歩道整備について

ア 「土気小学校入口交差点」の北東側の歩道整備について

イ その他の整備について

【答 弁】

3

(1)

ア 「大木戸新田交差点」及び「消防総合センター入口交差点」の二つの交差点は、用地取得について地権者の理解が得られず、現在も休止状態となっています。

このため、状況が変化した場合、速やかに用地交渉が再開できるよう、日頃から現地の状況を注視するほか、定期的に所有者の確認を行っているところです。

引き続き情報収集に努め、早期の事業再開はもとより、整備完了に向け取り組んで参ります。

(所管局：建設局)

(2)

ア 「土気小学校入口交差点」から中野インターチェンジ方面に向かって約70メートルの区間は、歩道がなく、また通学路でもあることから、更なる歩行者の安全性を確保するため、歩道の設置を検討しております。

具体的には、これまでに土地の境界を確定する測量や、歩道整備に向けた設計などを行ったところであり、今後、速やかに地元の皆様に整備案をお示しした上で、来年度から用地取得を進めて参りたいと考えております。

(所管局：建設局)

イ 「土気小学校入口交差点」から土気中学校までの約800メートルの区間のうち、一部の箇所は、歩道の幅員が狭く、隣接地の出入口の関係で、勾配が急であることや平坦部分の連続性が損なわれていることなどから、改良が必要となっています。

このことから、隣接地と歩道との高さ調整に関する、協議の整った箇所について、平成26年度から改良工事を実施しており、これまで5箇所約60メートルが実施済みで、今年度は、残る3箇所約30メートルの工事を実施して参ります。

また、大和田橋から土気駅に向かって約140メートルの区間は、道路幅員が狭いことから、のり面などの道路用地を活用して、車道と路肩を拡幅することとし、今後、早期の工事着手に向け進めて参ります。

(所管局：建設局)